

## よくある質問・Q&A集

Q1. どのような工事が補助金の対象となりますか？

A. 被災農地等の原形復旧のために行った工事が対象となります。例えば、被災農地等の土砂排除、畦畔復旧、客土、その他必要と認められる作業を業者への委託により行う工事又は機械器具を賃借して行う工事が対象です。

Q2. すでに工事を終えている場合も申請できますか？

A. 申請は可能です。被災農地等の復旧前、復旧状況及び復旧後の状況が確認できる写真に加え、工事費の支払いが確認できる領収書等の写しを提出いただく必要があります。ただし、これらの書類が準備できない場合も、実情を確認した上で申請ができる場合がございますのでご相談ください。

Q3. 工事が終わってなくても申請できますか？

A. はい、復旧工事の実施前または実施中でも申請は可能です。

Q4. 見積額どおりにならなかった場合はどうなりますか？

A. 実績額が少ない場合は補助金は減額となります。実績額が高くなった場合は申請手続きを再度行っていただきます。

Q5. 土地所有者ではない耕作者による申請は可能ですか？

A. 可能です。ただし土地所有者からの委任状が必要です。

Q6. 交付申請と実績報告（工事完了）の期限はありますか？

A. 交付申請は令和8年11月30日（月曜日）までです。実績報告（工事完了）は令和9年2月26日（金曜日）までです。

Q7. どうしたら申請ができますか？

A. 上天草市ホームページから申請様式等をダウンロードし、記入例を参考に申請書を作成してください。申請書と必要な添付書類（位置図、写真、見積書、委任状）を準備できた方は、上天草市役所大矢野庁舎2階農林課 耕地・林務係まで持参ください。

Q8. 郵送で申請できますか？

A. 原則できません。適正な申請書類等が全て揃ったものだけを窓口で受け付けます。

Q9. 様式がダウンロードできない、書き方がわからない場合はどうしたらよいか？

A. 交付申請に必用な添付書類（位置図、写真、見積書、委任状）、実績報告、請求に必要な添付書類（位置図、写真、領収書）を持参の上、**農林課**へお越しください。窓口にて必要書類の記入をお手伝いします。

Q10. 補助金はいつ支払われますか？

A. 適正な実績報告書と請求書の提出があった月の翌月末頃に支払われます。

例 6月10日提出 ⇒ 7月末支払い